

‘17 県民スポーツ祭ゴルフ競技兼第 23 回市町対抗ゴルフ大会

日 時：平成 29 年 6 月 6 日（火）・6 月 7 日（水）

場 所：芦原ゴルフクラブ（湖コース）

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）

(a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

(b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ラテラル・ウォーターハザード（規則 26）

ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

17 番ホールで球がラテラル・ウォーターハザードに入った場合は、白線で示された指定ドロップ区域から 1 打を加えてプレーすることができる。

3. 修理地（規則 25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし次の物を含む。

(a) 張り芝の継ぎ目：規則付 I（A）3 e を適用する。（ゴルフ規則 164 ページ参照）

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受ける事ができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**

(b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤードージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 b の救済を受ける事ができる。（スタンスは除く）

4. 動かさない障害物（規則 24-2）

(a) 排水溝

(b) 人口の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）

(c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなくその障害物の一部とみなす。

(d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。

(e) 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2 b (i) の救済を受けなければならない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

5. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1 c に基づき修理する事が出来る。

6. 地面にくい込んでいる球の救済

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にてできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

注：「くい込んだ」とは、球が自らのピッチマークの中に入り、球の一部が地面の下にある場合をいう。

「くい込んだ」とみなされるために球は必ずしも土壤に触れている必要はない（例えば、草やルースインプディメントなどが球と土壤の間に介在することがある）

例外：1. このローカルルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークを行うことが明らかに無理な場合、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けることはできない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 18-2 と 20-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2 や規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。

(b) 『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』(裁定4-1/1)を適用する。(付属規則 II 5 c 注2 ゴルフ規則 198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ4-1/1参照)

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**とする。**この条件の違反の罰は、競技失格(ゴルフ規則 6-8 b 注)**

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習禁止(規則7注2) 『規則付 I (B) 5 b』ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則付属 I (B) 5 b』を適用する。

8. 移動

本競技は競技者全員が移動用の機器の使用を認める。

9. キャディー(規則6-4注)

正規のラウンド中、プレーヤーはキャディーの使用を禁止する。

10. スコアカードの提出(裁定6-6 c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

11. タイの決定

タイの決定は競技規定に定める。

12. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。

13. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

14. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件 12 項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 籠(25 球)を限度とする。
7. ティーマーカーは男子の部 青色、女子の部 赤色とする。
8. プレー中、帽子を着用すること。
9. 福井県ゴルフ協会ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。

競技委員長 山岸 眞

『指定ドロップ区域』【注】

競技者が指定ドロップ区域からプレーする場合、ドロップや再ドロップについては次の規制を受ける。

* 球をドロップする際に、競技者は必ずしも指定ドロップ区域内に立ってドロップする必要はない。

* ドロップした球は必ず指定ドロップ区域内のコース上に最初に落ちなければならない。

* 指定ドロップ区域を標示する白色の線は指定ドロップ区域内とする。

* ドロップした球は必ずしも指定ドロップ区域内に止まらなくても良い。

* ドロップした球が

① ハザード内に転がり込んだ時

② グリーン上に転がり込んだ時

③ アウトオブバウンズ内に転がり込んだ時

④ 最初に落ちた箇所から 2 クラブレンジス以上転がって止まった時には、再ドロップしなければならない。

* ドロップした際に球が指定ドロップ区域内のコース上に最初に落ちた箇所から 2 クラブレンジス内に止まり、しかも前記で取り上げられているどの場所にも入っていない時には、ドロップした球が転がって行ってホールに近づいてもよい。

* 前記の条件を満たしていれば、ドロップした球が転がって行って元の位置や推定位置よりもホールに近づいてもよい。

服 装 規 定

(1) ハウスへの来場・退場時

○必ず上着を着用すること。(スーツ・ブレザーなど)

○服装はジャンパー・ブルゾン・ジーンズ・カーゴタイプ・スウェット・ジャージ・スリッパ・サンダル履き・つっかけは禁止。

(2) プレー時

○安全上・健康上・必ず着帽(ひさし付)をすること。(クラブハウス内では脱帽)

○襟付きスポーツシャツまたはタートルネックシャツを着用すること。(Tシャツ等に類似した襟の無いもの・小さいものは不可)。男性の裾出しは禁止。

○短パン時のハイソックス着用はクラブの規定に従うこと。

○タオルを首に巻く・肩に掛ける・腰にさげるはしない。その他、クラブの規定に従うこと